

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援策について

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受ける事業者の「資金繰り」、「給付金」などの各種支援を行っています。以下は一例ですので、個別の支援策等については、経済産業省 HP (<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>)等をご覧ください。

◎持続化給付金について

①制度概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧としていただくための、事業全般に広く使える給付金です。

②給付額

法人200万円 個人事業主100万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。
※ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。(その他条件がございます)

③申請サイト

「持続化給付金」の事務局 HP
<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

④問合せ先

持続化給付金事業コールセンター
直通番号：0120-115-570

◎セーフティネット4号について

①制度概要：借入債務の100%を信用保証協会が保証要件を満たせば保証料・金利ゼロの対象

②条件：売上高20%以上減少

◎セーフティネット5号について

①制度概要：借入債務の80%を信用保証協会が保証要件を満たせば保証料・金利ゼロの対象

②条件：売上高5%以上減少

◎危機関連保証について

①制度概要：上記のセーフティネット4号と同様

②条件：売上高15%以上減少

◎雇用調整助成金

①制度概要

従来の雇用調整助成金について新型コロナウイルスの影響を踏まえ助成率の引き上げや対象の拡大、受給要件の緩和等を行い、新型コロナウイルスの影響下における雇用の維持を目的とする。

令和2年度 企業版ふるさと納税を活用した寄附の募集について

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクト（地域再生計画）に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

東通村では、地域再生法に基づき、令和2年3月31日付けで、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附を行った法人に対する特例（地方創生応援税制）」を活用した地域再生計画の認定を内閣府より受けました。

東通村の地方創生に向けた取組みを一層推進すべく、企業版ふるさと納税を活用した寄附を募集いたします。

◆企業版ふるさと納税について

令和2年税制改正により、適用期限が令和6年度まで延長され、地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度が大幅に見直されました。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合せて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。

本社（税法上の主たる事業所又は事務所）が東通村にない企業が対象となり、1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。

◆東通村の地域再生計画について

| | |
|------|--|
| 名称 | 東通村まち・ひと・しごと創生推進計画 |
| 計画期間 | 令和2年度～令和6年度 |
| 概要 | ・住んでいたい、住んでみたくある魅力ある東通村の住環境の創生事業 ・足腰の強い力ある東通村の産業の創生事業 ・結婚・子育て・老後まで安心して生活できる東通村の豊かな暮らしの創生事業 |

◆寄附のお手続きについて

寄附申出書を村に提出していただいた企業に、村から納付の方法についてご連絡いたします。

※詳細は、村ホームページをご覧ください。 問合せ先：東通村経営企画課